

基山町農業委員会会議録

平成30年6月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し
委員会議を開催する。

出席者 14名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	権 藤 嘉 徳	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

第11号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第12号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	8件
報告第11号	農地法第18条の規定による届出	6件
その他(1)	平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について	1件
その他(2)	平成30年春期農作業標準賃金について	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

平成30年6月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成30年第6回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、1番委員と2番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第11号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第11号議案1番朗読

この件につきましては、譲受人の自宅横の畑を買入れ、経営規模の拡大を行うため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が3,222㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、1区長谷川集落の中の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部地区委員

借受人は現在も畑を耕作されています。その圃場には花を植えられる予定です。

6 番委員

市街化区域ですか、調整区域ですか。

事務局

調整区域です。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第 1 1 号議案 1 番は許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 1 1 号議案 1 番は、全員一致で許可します。

次に、第 1 2 号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申請があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第 1 2 号議案 1 番朗読

1 番は、貸し手の兼業による経営縮小により使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、三ヶ敷営農研修施設付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

借受人は町内外に幅広く農業をされ、農業用機械も所持されていますので問題ないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第 1 2 号議案 1 番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第12号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

第12号議案2番朗読

2番は、貸し手の兼業による経営縮小により使用貸借権を設定するものです。

期間は3年です。場所は、三ヶ敷営農研修施設の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部地区委員

借受人は町外の方ですが、地元でも耕作されているので問題ないと思います。

5番委員

借受人は農業用機械を持っていますか。

園部地区委員

農業用機械は持っています。圃場には野菜を栽培する予定です。周辺農家で協力していきたいと思います。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案2番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第12号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第12号議案3番朗読

3番は、貸し手の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、ドラックストアーモリの南側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9 番委員

長野会で耕作していましたが、借受人の要望がありましたので引き受けていただきました。借受人は手広く農業をされ、新たに農業用機械も購入されていますので問題ないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第 1 2 号議案 3 番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 1 2 号議案 3 番は、全員一致で決定します。

次に、第 1 2 号議案 4 番ですが、関係者がおられますので、一事退室をお願いします。

～ 9 番委員退室～

議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

第 1 2 号議案 4 番朗読

4 番は、貸し手の病気等で労力不足により、使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、博運社傍の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

長野・小倉地区委員

長野会で引き受けられます。長野会は 8 人で構成され貸借権の圃場を 2 ha 耕作されています。農業用機械もそれぞれ所持していますので問題ないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案4番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第12号議案4番は、全員一致で決定します。

～9番委員入室～

議 長

第12号議案4番は、全員一致で決定しました。

次に、第12号議案5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第12号議案5番朗読

5番は、貸し手の高齢化により、使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、園部共乾付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

借受人は手広く農業をされ農業用機械も保持していますので、問題ないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案5番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第12号議案5番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第12号議案6番朗読

6番は、貸し手の都合により、賃貸借権を設定するものです。期間は2年で賃借料は、2筆で30kgの水稻を支払います。場所は、向平原集落付近の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

借受人は、息子さんと一緒に耕作されますので問題ないと思います。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案6番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第12号議案6番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案7番と8番は再設定ですので、一括して上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局

第12号議案7番・8番 再設定のため朗読省略

7番は、期間満了に伴う再設定により、賃貸借権を設定するものです。期間は5年で賃借料は、全筆で50,000円を支払います。場所は、飛松自動車ガソリンスタンド付近の圃場です。

8番は、期間満了に伴う再設定により、使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、タングステン南側付近の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部地区委員

7番については、貸出人は農業機械がないため耕作が難しく、借受人は手広く農業をされていますので、問題ないと思います。

2番委員

8番については、借受人はこの圃場にひまわりを植えられるので、問題ないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案7番と8番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第12号議案7番・8番は、全員一致で決定します。

次に、報告第11号農地法第18条の規定による届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第11号1番説明

この件につきましては、平成30年5月23日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。ないようでしたら、報告第11号1番を終わります。次に、報告第11号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第11号2番説明

この件については、平成30年5月23日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。ないようで

したら、報告第11号2番を終わります。次に報告第11号3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第11号3番説明

この件については、平成30年5月23日付けで受理通知書を送付しております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。ないようでしたら、報告第11号3番を終わります。次に報告第11号4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第11号4番説明

この件については、平成30年5月23日付けで受理通知書を送付しております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。ないようでしたら、報告第11号4番を終わります。次に報告第11号5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第11号5番説明

この件については、平成30年5月23日付けで受理通知書を送付しております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。ないようでしたら、報告第11号5番を終わります。次に報告第11号6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第11号6番説明

この件については、平成30年5月23日付けで受理通知書を送付しており

ます。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。ないようでしたら、報告第11号6番を終わります。次に、その他(1)平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他(1)説明

この件につきましては、例年行われておりますが、29年度の農業委員会の活動の振り返り、県に報告を行うものです。内容はご覧のとおりです。

30年度につきましては、目標を農地集積率80%、遊休農地を管内農地の1%としております。今後ともご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

只今事務局から説明がありました。みなさんから何かご意見はありませんか。ないようでしたら、それではその他(1)については、終わります。

次にその他(2)平成30年度春期農作業標準賃金について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他(2)説明

この件につきましては、毎年春と秋の2回、農作業標準賃金を従来の算定方法にて作成し、農業委員会の承認を得てから参考価格として公表しております。

今年は、近代化資金利子が例年通り0.3%となっておりますが、燃料の高騰のため、作業標準賃金はほぼ全体的に増となっております。

委員会で承認をいただきましたら、6月15日号の広報に掲載したいと思います。

議 長

只今事務局から説明がありました。何かご意見はありませんか。

宮浦地区委員

他県の作業賃金を参考にされましたか。

地域のつながりや若い人の農業離れを解消するためにも作業金額を上げて

いいのではないのでしょうか。

事務局

近隣市町の金額や算出を確認しました。燃料等の価格変動を考慮し農作業標準賃金表を作成しました。

議 長

地元の事情もありますので、他の市町と値段が違うと思います。

7 番委員

麦の刈取りですが、コンバインを所持している農家が少なく、春に出す農作業標準賃金表にはコンバイン刈取り金額が掲載されていないので、刈取りも掲載したほうがよいと思います。

4 番委員

農作業標準賃金表を春と秋に分けるのではなく、年間を通しての作業を掲載してはどうでしょうか。作業名も改めたほうがよいと思います。

議 長

今年度については、秋の農作業標準賃金は9月の農業委員会にかけ9月15日号の広報に掲載して頂きたいと思います。

次年度については、算出方法及び掲載等を含めて検討したいと思います。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、平成30年度春期農作業標準賃金については決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成30年6月1日

署名人

議 長

委 員

委 員